中海圏域学校部活動合同練習会について

1. 合同練習会の基本方針と趣旨

地域的なまとまりがある中海圏域（本庄中学校、八束学園、美保関中学校）の 3 校をモデル校に指定し、休日における「合同練習会」を試行的に実施することで、指導体制の確保、拠点施設の有効活用、生徒の移動手段などにおける具体的な効果や課題を実証・検証すること

2. 合同練習会の実施内容および参加規模

実施種目	対象校	参加予定生徒数	練習会場	指導体制
軟式野球部（運動部）	本庄中	７名	各中学校グラウンド	外部指導者の配置（各校顧問は運営・引率補助）
	美保関中	４名		
	八束学園	１１名		
	計	２２名		
吹奏楽・合奏部（文化部）	本庄中（合奏部）	５名	美保関中学校八束学園音楽室	外部指導者の配置（各校顧問は運営・引率補助）
	美保関中	１２名		
	八束学園	１１名		
	計	２８名		

3. 指導者について

〇外部指導者について （部活動地域指導者として各校に登録）

野球部・・・中海スピリッツ（スポーツ少年団）の指導者

吹奏楽部・・元中学校教員（吹奏楽部指導経験者）

4. 実施予定日・会場等

〇野球部・・・実施校 3 校を会場に 3 回実施

	第１回	第２回	第３回
日時	12 月 5 日（土） 8:45～11:30	12 月 19 日（土） 8:45～11:30	1 月 16 日（土） 8:45～11:30
会場	美保関中学校	本庄中学校	八束学園

〇吹奏楽部・・美保関中・八束学園を会場に 4 回実施

	第１回	第２回	第３回	第４回
日時	11 月 28 日（土） 8:30～11:30	1 月 16 日（土） 8:30～11:30	2 月 6 日（土） 8:30～11:30	2 月 27 日（土） 8:30～11:30
会場	八束学園	八束学園	美保関中学校	美保関中学校

【資料②】

鳥取市の部活動地域展開の状況について（鳥取市視察）

●鳥取市の概要（学校関係の現況）

学校数	児童生徒数
小学校３８校	７，９０３人
中学校１３校	４，１５６人
義務教育学校４校	７０４人
計５５校	１２，７６３人

部活動数　約２３０部
＜地域連携＞部活動指導員　運動部 16 校、67 名
文化部 16 校　38 名
外部指導者　8 校　11 名
計　116 名
＜地域展開＞　３クラブ
保護者主体の認定クラブ（２）
総合型地域スポーツクラブ（１）

鳥取市の地域展開について

平日の部活動：引き続き学校の「部活動」として継続。
休日の部活動：原則として学校の部活動は行わず、市教育委員会の認定を受けた「鳥取市休日クラブ」に完全移行（令和 9 年度～）

●これまでの取組

年度	主な取組内容・体制整備
令和 4 年度まで	・令和 3 年 2 月：鳥取市部活動改革委員会発足 ・学校体育施設スマート予約システム開始（R3） ・「第一次方針」策定（R5.3）
令和 5 年度～令和 7 年度	・統括コーディネーター配置（R5:1 名、R6～R8:2 名） 会計年度任用職員 ・全 17 校へ地域移行コーディネーター配置（R5） 委嘱（３時間×１０回）１３００円/ｈ ・鳥取市スポーツ指導者バンク設置（R5.11） R8.8 現在　27 名の登録（うち 4 名は実際に派遣してる） ・「第二次方針」策定（R7.3） ・「市ガイドライン暫定版」策定（R8.1）
令和 8 年度	・5 月：先行 3 クラブ認定・活動開始 ・8 月頃：市ガイドライン確定版策定予定 ・秋頃：令和 9 年度に向けた学校推薦・認定審査
令和 9 年度～	・**4 月より「鳥取市休日クラブ」本格開始** ・原則として休日の部活動はなく、認定を受けた地域クラブ活動へ完全移行

【資料②】

●鳥取市休日クラブについて

各学校の「部活動改革協議会」での協議を経て学校が推薦し、鳥取市教育委員会が認定した休日の地域クラブ

認定までの流れ

①各学校の部活動改革協議会において、地域展開が可能なクラブや指導者について協議。
②協議結果に基づき、学校から市教育委員会へ推薦書を提出。
③市教育委員会が認定要件を審査の上、「鳥取市休日クラブ」として認定。

項目	要件・運用ルール
活動時間・休養日	・活動時間：長くとも 3 時間程度とし、合理的・効率的に実施 ・休養日：原則として週当たり 1 日を休養日とする
活動場所・用具	・活動場所：基本的にこれまで部活動が使用していた学校施設 ・用具：部活動で使用している用具を活用
指導者・代表者	・指導者：地域の指導者（休日の指導を希望する教職員を含む） ・代表者：平日の部活動顧問等との連携を図るため、学校と相談の上、保護者会等から選出
費用負担	・指導者謝金：市教育委員会が支払う ・その他必要経費：参加者（保護者）で負担
保険への加入	・学校で加入している日本スポーツ振興センター等の保険は対象外 ・別途、スポーツ安全保険等の加入が必須（例：生徒年 800 円、指導者年 2,000 円）

＜鳥取市＞

・部活動をベースに、休日は地域クラブとして運営。
　指導者を教職員から地域の指導者（指導を希望する教員を含む）へ。
・指導者の報酬は市で負担することで、保護者負担を軽減。
・事務局として統括 CN の他に（教育委員会、生涯学習・スポーツ課）に兼務者を配置している。